

発信年月日：令和2年3月11日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1132 FAX 0837-23-1168
市民福祉部 健康増進課	梶山公江	健康増進課 古川 晋		
件名	新型コロナウイルス感染症による市内産業への経済影響に係る対策について ～ワンストップ相談窓口を設置します～			

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた企業や小規模事業者、個人事業主に対しては、国及び県において、金融支援や休業補償など様々な対応が図られているところですが、本市においても、市内産業への影響が生じていることを踏まえ、支援策のひとつとして、新型コロナウイルス感染症により売上げ等が減少した事業者や個人事業主を対象に、納税等の相談を受け付けるワンストップ相談窓口を、市役所1階ロビーに設置します。

本市では現在、経営の安定に支障を生じている市内中小企業者に対する資金融資の追加として、現行の長門市中小企業長期経営安定資金融資制度について、1,000万円の新型コロナウイルス対策枠を設ける手続きを関係団体と行っており、こうした相談についてもワンストップ相談窓口で対応します。

1. 設置期間

令和2年3月12日(木)から当面の間 ※対応時間 8:30～17:15

2. 設置場所

長門市役所1階ロビー 特設窓口

3. 相談方法

1階ロビーの総合案内で受付を行ったうえ、相談者を特設窓口にご案内します。

4. 相談対象となる主な税・料の問い合わせ先

個人事業主の個人市県民税、固定資産税	税務課	0837-23-1198
個人事業主等の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料	総合窓口課	0837-23-1302
上下水道料	上下水道局	0837-23-1169

5. 緊急融資の追加枠についての問い合わせ先

経済観光部商工水産課 TEL 0837-23-1136